

2013 年度海外制度調査

韓国における 理容・美容産業制度調査

2013年11月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ビジネス情報サービス課

ソウル事務所

目次

I. 理容・美容産業概要	1
1. 産業構造	1
(1) 理髪店・美容院	1
(2) エステ（皮膚管理室）・スパ	2
(3) ネイルショップ・メイクアップショップ・美容マッサージショップ	2
2. 市場規模	3
(1) 理容および美容業	5
(2) 浴場・マッサージ・その他美容関連サービス業	6
3. 市場トレンド	8
II. 外資参入に関する規制・法的制約	10
1. 外資規制	10
(1) 外資参入の可否と基本比率の制限	10
(2) その他、特殊な規制	10
2. 投資奨励策・外資優待措置	10
(1) 外国投資奨励業種の該非	10
(2) 税制優待措置など	10
<税制優待>	10
<現金支援>	11
<永住権発給>	11
<その他業界の動きなど>	11
3. その他理容・美容産業特有の参入手続きの注意点	12
(1) 管轄官庁・申請先	12
(2) 公衆衛生・衛生管理に関連する規制	12
<衛生教育>	12
<理容・美容業の衛生関連規制>	12
(3) その他事業運営上の制約（出店地域・業務範囲等）	14
4. フランチャイズでの事業展開（関連法規・留意点等）	15
5. 日本に法人を持たない個人が現地で起業する場合	15

III. 営業許可・届出手続きなど	16
1. 事業の許認可・登録手続き	16
(1) 事業関連法規	16
(2) 具体的な営業許可・登録申請手順	20
< 営業申告 >	20
< 事業者登録 >	21
< 外国人投資企業登録 >	22
(3) 営業開始後の検査・報告など（定期検査・定期報告・情報開示義務等）	23
2. 就業者に必要な資格	24
(1) 就業者に必要な資格の有無、必要な場合の資格取得手続、更新手続	24
< 国家技術資格・免許の取得 >	24
(2) 日本人就業者に対する規制（業務の範囲、就業者割合）	26
(3) 日本人の持つ資格の有効性（資格の相互認証と手続方法）	26
(4) 現地スタッフの募集・採用	27
IV. 理容・美容産業の主な事業者に関する情報	28
1. 美容院・ビューティーショップ	28
2. エステ、美容マッサージ、スパなど（韓国国産ブランドのみ）	30
V. 重要な情報源のウェブサイト（法律・各省庁等）	31
1. 法律	31
< 公衆衛生管理法 >	31
< 外国人投資促進法 >	31
< 国家技術資格法 >	31
< 加盟取引の公正化に関する法律 >	31
2. 官庁・公機関からの情報・資料	31
< 2013 年度公衆衛生管理案内 >	31
< 外国人投資ガイド 2013 年・2013 年韓国生活ガイドブック >	32
< 滞留資格別案内マニュアル（ビザ関連マニュアル） >	32
VI. 問い合わせ先	33
1. 関連省庁	33
■ 保健福祉部 口腔生活健康課	33
■ 大韓貿易投資公社（KOTRA）Invest Korea	33
■ 韓国産業人力公団	33
■ 法務部 出入国・外国人政策本部 「外国人総合案内センター」	33

■ 国税庁	33
■ 公正取引委員会「加盟事業取引」	34
2. 業界団体	34
■ 大韓美容師中央会	34
■ 韓国ネイル美容師会	34
■ 韓国皮膚美容師中央会	34
■ 韓国フランチャイズ協会	34

本報告書の利用についての注意・免責事項

本調査報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）の各海外事務所を通じ委託調査を行い、ビジネス情報サービス課で取りまとめをしたものですが、本書の記述、所見、結論、および提言は必ずしも日本貿易振興機構（ジェトロ）の見解を反映したものではありません。

海外の制度・規制等は日々変化するため、最新の情報を確認する必要がある場合は、必ずご自身で最新情報をご確認ください。

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

I. 理容・美容産業概要

1. 産業構造

韓国の理容・美容産業は「ビューティーサービス」と言われ、化粧品、美容機器などの「ビューティー製造業」とともに、「ビューティー産業」の一つの分野として扱われる。

また、韓国統計庁の「韓国標準産業分類」では理容・美容産業は、以下のように分類される。

大分類： 「その他、個人サービス業」

中分類： 「美容、浴場および類似サービス業」

小分類：

「理容・美容業」（理髪店、美容院、ネイルサロン、エステなどの業種）

「浴場、マッサージおよびその他美容関連サービス業」（スパ、マッサージなどの業種）

一方、理容・美容産業を管理する「公衆衛生管理法」上の定義は以下の通りである。

図表 1. 公衆衛生管理法による理容・美容産業の定義

事業分類	事業内容
公衆衛生営業	・ 多数人を対象に、衛生管理サービスを提供する営業 ・ 宿泊業、公衆浴場業、理容業、美容業、洗濯業、衛生管理用役業
理容業	・ 利用客の髪の毛または髭を剃る、あるいは整える方法で、利用客の容貌を清潔にする営業
美容業	・ 利用客の顔、髪の毛、皮膚などを手入れし、利用客の容貌を綺麗に飾る営業
公衆浴場業	・ 水・湯で身体を洗える施設および設備などのサービス ・ 麦飯石、黄土、玉などを直接・間接に過熱して発生する熱気または原赤外線などで、発汗が楽しめる施設および設備などのサービス

出所：韓国保健福祉部「2012 年度公衆衛生管理事業案内」、「2013 年度公衆衛生管理事業案内」

(1) 理髪店・美容院

理髪店：

主に男性顧客向けの散髪や髭剃りなどのサービスを行う。

理髪店は散髪と髭剃りをメインとするサービス内容から変化がない。近年、ファッションや髪型など、外見に対する男性自身の関心が過去と比べ格段に高まっていることを背景に、パーマやヘアカラーリングなど、理髪店で提供されないサービスを受けるため美容院に通う男性が増加している。そのため、理容市場は明らかな縮小傾向にある。

美容院：

美容院では男女顧客向けのヘアカット、パーマ、ヘアカラーリングなどのサービスを行う。近年の男性顧客増加などの要因で市場は拡大傾向にある。それに伴い、美容院は個人事業主の小店舗からフランチャイズ化および高級化が徐々に進んでいる。また、頭髮関連のサービスに限らず、メイク、ネイル、美容マッサージなど、サービス提供範囲を広げ、美容にかかわる様々なサービスを提供しており、いわゆる「ビューティーショップ」として変貌を遂げつつある。

(2) エステ (皮膚管理室)・スパ

韓国でエステは「皮膚管理室」と呼ばれる。スキンケアを中心に、美容マッサージ、体型や肥満管理など、全身を対象とした美容サービスを行う。また、スパは、大半がエステを併設し、スキンケアとマッサージに特化したサービスを提供していると見られる。とくに、ここ4～5年の間、韓国内で「Well-Being」、「Healing」と呼ばれる健康的なライフスタイルを重視する社会的現象が起きており、女性顧客の間ではエステとスパが、美容サービスを受けると同時にリラックスできる場所として脚光を浴びている。そのため、ホテルやコンドミニウムなどの宿泊施設、温泉地やリゾートなどのレジャー施設、さらに韓国特有のサウナ施設である「チムジルバン」¹などで、エステとスパ施設の導入が増加している。加えて、いわゆる「韓流ブーム」の恩恵を受け、アジアを中心に海外からの観光客が増加している。韓国のエステやスパは安価で高級なサービスが受けられると知られており、今や観光商品の1つとして高い人気を得ている。

こうした状況のもと、エステとスパの店舗数は年々増加している。一方で、競争が激化しており、美容院と同様、フランチャイズ化と高級化が進んでいる。

(3) ネイルショップ・メイクアップショップ・美容マッサージショップ

ネイルショップ、メイクアップショップ、マッサージショップは特定の美容サービスを提供する専門店である。ここ4～5年の間、市場が持続的に拡大している。これらの専門店には小規模の資本で開業でき、安定的な収益が期待できるとされているため、市場参入企業が増加していることが、市場拡大の背景にあると思われる。とくに、ネイルショップの場合、広い面積の店舗を必要としないため、小規模のネイルショップが爆発的に増加する傾向を見せている。

ネイルショップを開業するには、ヘア美容の国家技術資格を取得する必要がある。ただし、ネイル美容はヘア美容とは専門分野が異なるため、2013年7月に「ネイル美容師」資格が新設され、2014年7月から正式に資格制度が運営されることとなった。

¹ 韓国式サウナで、様々な特徴を持つスチーム室でサウナが楽しめる。

2. 市場規模

韓国の理容・美容産業の規模について、韓国統計庁による「サービス業調査」に基づき、売上規模、事業体数、従事者数を算出した。同調査は、「韓国標準産業」分類をもとに調査が行われており、理容と美容産業の分類は以下の通りである。

図表 2. 韓国の理容・美容産業 標準産業分類

分類コード	分類名	サービス内容	例
96	その他個人サービス業	個人サービスを提供する産業活動	
961	美容、浴場および類似サービス業	理容・美容、浴場、マッサージなど	
9611	理容および美容業		
96111	理容業	散髪、髭剃りなど	理髪店
96112	頭髮美容業	パーマ、ヘアカラーリング、セッティング、頭皮ケアなど	美容院
96113	皮膚美容業	手や機器を利用したスキンケア、脱毛、眉毛の手入れなど	エステ 皮膚管理室
96119	その他、美容業	手や足のケアまたは美容など	ネイルサロン
9612	浴場、マッサージおよびその他美容関連サービス業		
96121	公衆浴場業	銭湯、家族浴場、サウナなどの施設によるサービス	チムジルバン スパ
96122	マッサージ業	あん摩、マッサージなど	あん摩施術所
96129	その他美容関連サービス業	美容の目的で顧客の体型管理のための非医療的サービス	ダイエットセンター

出所：韓国統計庁

韓国統計庁が行った「サービス業調査」の統計によると、ヘア関連、ネイル、スキンケア・エステなどの「理容および美容業」の市場規模（売上ベース）は、2011年度で4兆9,711億ウォン（約4,957億円[※]）であった。これは、初めて調査が行われた2006年度と比較して28.2%の増加である。その内訳は理容業が3,321億ウォン（約326億円[※]）、美容業が4兆6,390億ウォン（約4,549億円[※]）であった。

（※韓国外換銀行告示 2013年12月平均レートで換算。以下同様）

理容・美容業の特徴は、理容業が持続的な減少傾向にあるのに対し、ヘア、皮膚、その他の美容業など、美容業は全般的に増加傾向にあることである。現在の成長率が継続すれば、2013年度には約5兆7,000億ウォン（約5,590億円）の市場規模になると予測される。

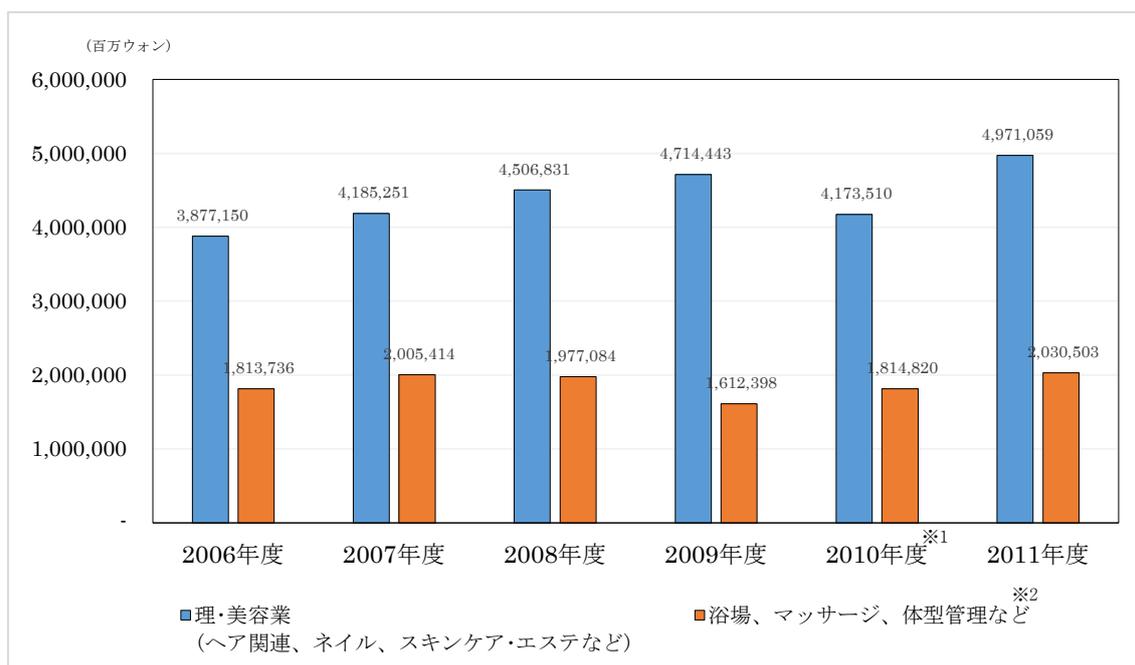
一方、「浴場、マッサージ、その他美容関連サービス業」の市場規模は2011年度で2兆

305 億ウォン(約 1,991 億円)であった。同業種は 2007 年度に 2 兆 54 億ウォンと、すでに 2 兆ウォンを突破したが、2008 年度以降はリーマンショックの影響、原油価格の上昇や消費縮小などの影響を受け、市場が一時期減少傾向を見せた。しかし、2011 年度にはフランチャイズのマッサージショップが登場し、スパやチムジルバンの施設が増加するなど、市場再拡大に繋がったと見られる。ただし、これまでの市場規模推移と業界の 7 割以上を占める「公衆浴場業」の事業数の減少傾向を考慮すると、2013 年度の市場規模は約 2 兆ウォン(約 1,961 億円)程度と横ばいに推移すると予測される。

なお、同調査対象には銭湯、サウナ、あん摩施術所などの市場規模も含まれており、スパ、美容マッサージ、体型管理やダイエットセンターなど、美容サービス関連市場のみを表す数値ではない。

韓国統計庁の調査データをもとに、市場規模の推移を以下に示す。そのうち、2006～2009 年度、および 2011 年度の数値は「サービス産業調査」のものであり、2010 年度の数値は「経済総調査」から引用した。調査対象や売上認識など、調査方法による差異があったため、2010 年度の数値は他の年度と比べ、格差が生じている。

図表 3. 韓国美容、浴場および類似サービス業市場規模推移



出所：韓国統計庁

注 1：2006～2009、2011 年度は「サービス業調査」による数値。2010 年度のみ「経済総調査」による数値である

2：美容マッサージのみの数値ではない

図表 4. 韓国美容、浴場および類似サービス業市場規模推移と内訳

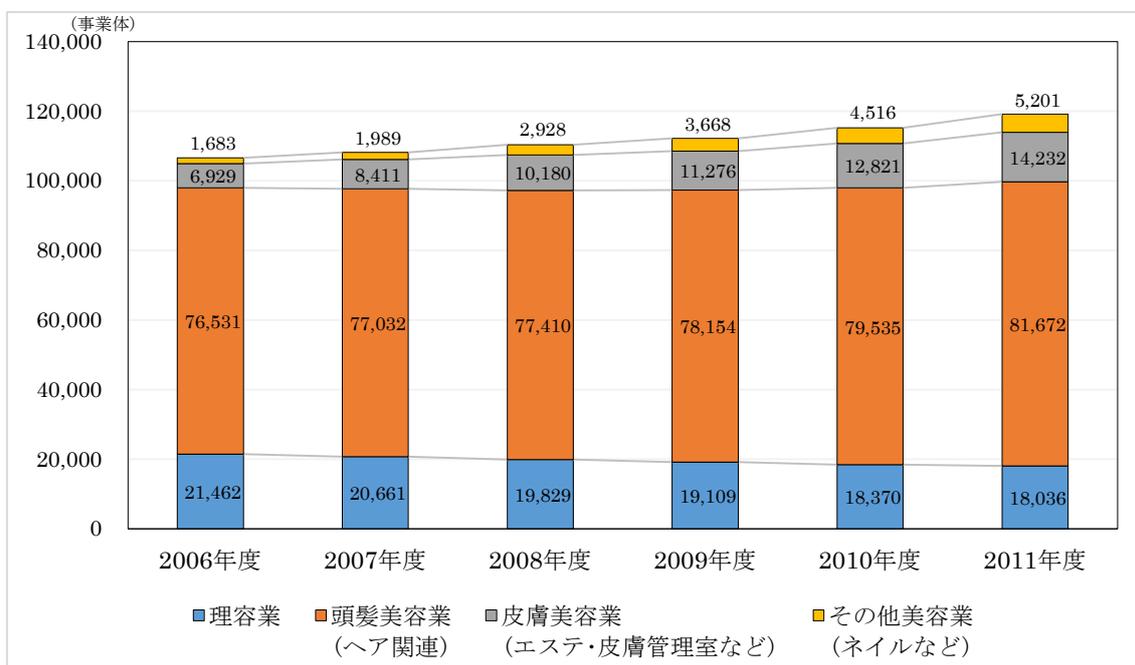
区分	年度	2006年度		2007年度		2008年度		2009年度		2010年度 ²		2011年度	
		売上高	前年比	売上高	前年比	売上高	前年比	売上高	前年比	売上高	前年比	売上高	前年比
理美容業	理容業	4,998	-	4,803	96.1%	4,499	93.7%	4,121	91.6%	3,248	78.8%	3,321	102.2%
	ヘア美容業	29,110	-	31,593	108.5%	33,241	105.2%	34,661	104.3%	29,693	85.7%	36,525	123.0%
	皮膚美容業	3,797	-	4,423	116.5%	5,771	130.5%	6,478	112.3%	6,357	98.1%	6,900	108.5%
	その他美容業 ³	867	-	1,034	119.3%	1,557	150.6%	1,884	121.0%	2,437	129.4%	2,965	121.7%
	小計	38,772	-	41,853	107.9%	45,068	107.7%	47,144	104.6%	41,735	88.5%	49,711	119.1%
浴場業等	浴場業	14,186	-	15,222	107.3%	14,747	96.9%	14,230	96.5%	12,989	91.3%	14,292	110.0%
	マッサージ業 ⁴	3,072	-	3,785	123.2%	4,123	108.9%	4,255	103.2%	4,159	97.7%	5,031	121.0%
	その他美容関連サービス業 ⁵	868	-	1,047	120.6%	901	86.1%	1,068	118.5%	1,000	93.6%	982	98.2%
	小計	18,126	-	20,054	110.6%	19,771	98.6%	19,553	98.9%	18,148	92.8%	20,305	111.9%

出所：韓国統計庁

(1) 理容および美容業

「理容および美容業」の事業者数推移を見ると、2011年度は計119,141で、2006年度の106,605から約11.8%増加した。理容業は2006年度以降、減少傾向にあるが、美容業は落ち込むことなく、順調に増加している。

図表 5. 理容および美容業 事業主数推移



出所：韓国統計庁

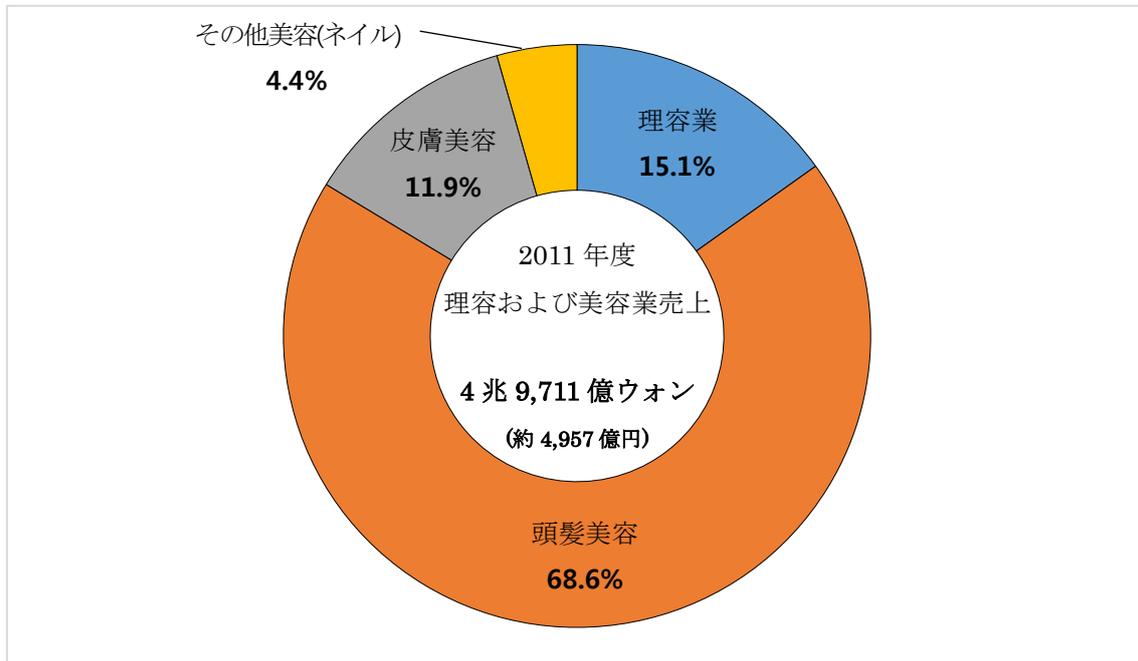
² 2006~2009年度、および2011年度は「サービス業調査」の数値、2010年度は「経済総調査」での数値である。

³ ネイル美容業など

⁴ 美容マッサージのみの数値ではない

⁵ 体型管理ダイエットセンターなど

図表 6. 理容および美容業売上構成比（2011 年度）



出所：韓国統計庁資料をもとに作成

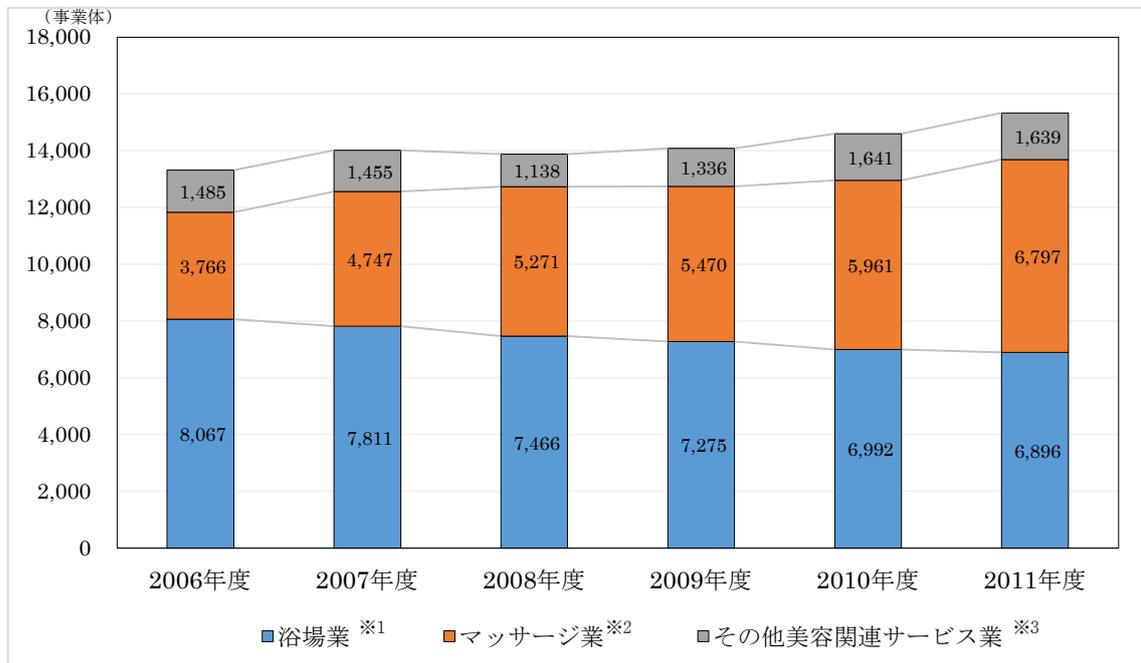
(2) 浴場・マッサージ・その他美容関連サービス業

公衆浴場業は、2006 年度の 8,067 と比べ、2011 年度には 14.5%減の 6,896 と、事業者数が減少している。公衆浴場業の事業者数縮小の背景には、中小規模のチムジルバンやサウナ、銭湯などの廃業があると推測される。

一方、マッサージ業では、美容マッサージ専門店のフランチャイズ化が進んだ結果、事業者数が増加傾向にあり、2011 年度には 6,797 となった。これは、2006 年度の 3,766 から 80.5%の増加である。

体型管理などを行う「その他美容関連サービス」では、多少の増減はあるが、2011 年度には 1,638 となり、2006 年度の 1,485 より 10.3%増加した。

図表 7. 浴場、マッサージ、その他美容関連サービス業 事業主数の推移



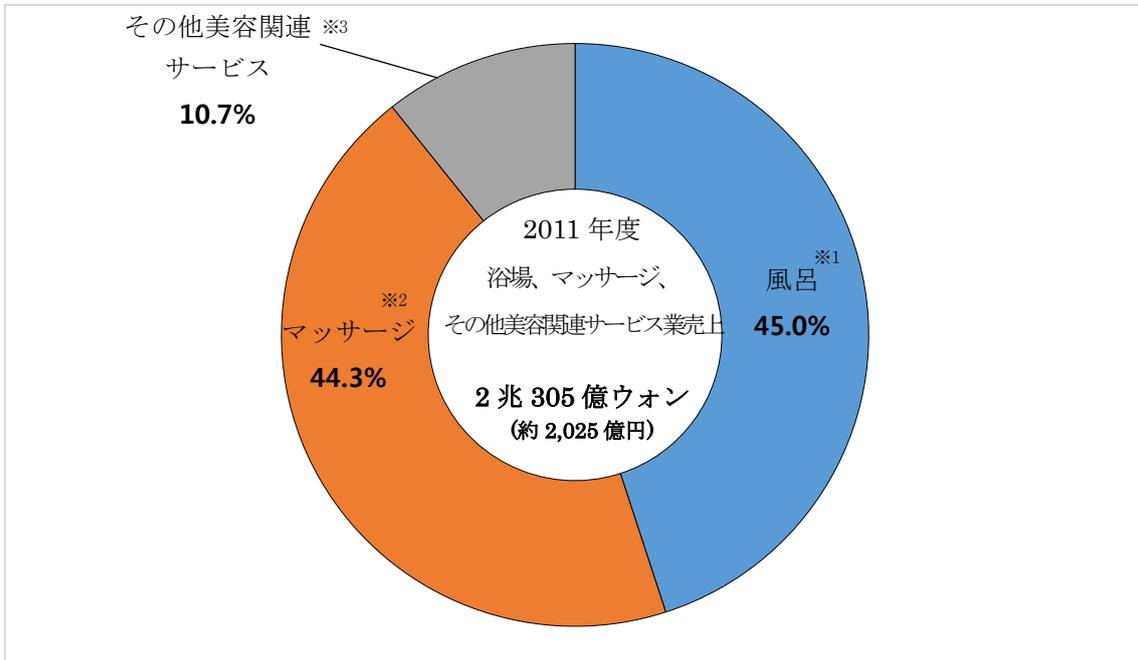
出所：韓国統計庁

注 1：銭湯、サウナ、スパ、チムジルバンを含む

2：あん摩、美容マッサージなど

3：体型管理、ダイエットセンターなど

図表 8. 浴場、マッサージ、その他美容関連サービス業 売上構成比 (2011 年度)



出所：韓国統計庁資料をもとに作成

注 1：銭湯、サウナ、スパ、チムジルバンを含む

2：あん摩、美容マッサージなど

3：体型管理、ダイエットセンターなど

3. 市場トレンド

「理容および美容業」と「浴場、マッサージ、その他美容関連サービス業」産業では、理容業を除き、市場規模、事業者数は持続的に成長している。とくに、ネイル、エステ、美容マッサージなど、美容に対する社会的な関心度が非常に高まるにつれ、消費者ニーズも多様化し、従来マイナーであった美容分野が急速に拡大している。これらの業種は比較的短期間で技術習得ができる上、低費用で開業できるため、若年層の女性や主婦などが起業する業種として脚光を浴びている。

同市場で最も大きいシェアを占める美容院業界では、200～300 の加盟店を有するブランドが存在するなど、フランチャイズ化による大型化が進んでいる。フランチャイズブランドは専門経営人を雇用し、体系化された従業員教育、ブランディング、顧客管理をする一方、アメリカ、中国、東南アジアなど、海外にも積極的に展開している。一方で、既存の中小規模の美容院は徐々にシェアを失いつつある。中小規模の美容院の中には団体を設立

し、新たなフランチャイズブランドを立ち上げ、全国展開する計画を発表している。今後、美容院業界ではフランチャイズブランド間の競争激化が予想される。

一方、エステやスパなども、美容院業界と同様、フランチャイズブランドによる大型化が進みつつある。「ソーシャルコマース」といわれる割引クーポン販売サイトでは、エステやスパ施設の半額割引のクーポンが溢れているなど、すでに競争激化の兆しが見えている。

政府は、「ビューティー産業」と呼ばれる理容・美容産業の先進化に向け、「ビューティー博覧会」、「国際ビューティーEXPO」、「ビューティーマーケットショー」など、大型展示会開催への全面的な支援から、理容・美容産業の独立法案制定、人材養成支援、中小規模店舗向け支援政策にいたるまで、産業育成のために様々な政策を進めており、今後の成り行きが注目される。

図表 9. ビューティー産業先進化事業

事業分類	事業内容
理容・美容産業の法・制度の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・理容・美容の制度を改善した独立法案を推進 ・理容・美容機器制度導入推進 ・美容師資格制度改善（ネイル美容資格新設など）
人材養成プログラム開発および運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘア、皮膚、メイクアップ、ネイルのオン/オフライン教育支援 ⇒無料教育ホームページ「ビューティーアカデミー⁶」設立および運営 ⇒全国13カ所にオフラインビューティーアカデミーを運営する予定
中小規模店舗支援	<ul style="list-style-type: none"> ・中小規模店舗対象、経営コンサルティングおよび教育支援 ・中小規模店舗専用のブランド⁷開発および運営支援（経営マニュアル、共同ブランド標準システム開発・普及）
優秀企業のベンチマーク支援	<ul style="list-style-type: none"> ・外国語、最新技術、サービス教育の支援など
ビューティー観光産業育成	<ul style="list-style-type: none"> ・海外観光客向けビューティーサービスプログラム開発 ・韓国企業の海外進出活性化のための海外進出マニュアル普及

出所：韓国保健福祉部「2012年度公衆衛生管理事業案内」、「2013年度公衆衛生管理事業案内」

⁶ <http://www.beautyacademy.or.kr>

⁷ ボンヨネ、<http://www.bornya.or.kr>

II. 外資参入に関する規制・法的制約

1. 外資規制

(1) 外資参入の可否と基本比率の制限

外資参入の認可条件は1992年に廃止された。現在では管轄官庁への申告のみで企業活動を開始できる。外資を制限する法規や規制はなく、外資による100%の出資が可能である。

(2) その他、特殊な規制

美容マッサージに関しては資格制度と規制が細分化されておらず、美容マッサージは皮膚美容師によって施術が行われる。しかし、皮膚美容師⁸の資格取得者でも、「美容マッサージのみ」を行う専門店の開業や営業はできない。

法律上、マッサージ施術を行う専門店は美容・非美容の区分がなく、マッサージ施術を行う専門店の開業と営業は、「マッサージ師（あん摩師）」の資格・免許が必須である。さらに、同資格免許取得は視覚障害者に限定されており、美容を目的にする「美容マッサージ」の専門店であっても、「あん摩師」の資格がないと開業できない。混同を避けるため、以下「あん摩師」とする。

そのため、韓国での美容マッサージ施術は、いずれもエステ、スパ、サウナ、美容院、ビューティーショップなど、他の「美容業」に併設され、皮膚美容師の資格所持者による美容マッサージ施術を行うのが一般的であり、法律にも抵触しない。

韓国では、国内の私設団体や海外の公・私設団体による「経絡リンパ」、「漢方マッサージ」、「スポーツマッサージ」など、様々なマッサージ関連資格制度が紹介されているが、国家技術資格としては認められないため、こうした資格を取得しても韓国内での専門店開業・営業はできない。

2. 投資奨励策・外資優待措置

(1) 外国投資奨励業種の該非

「外国人投資促進法」による外資奨励制度が施行されている。業種を問わず、外資系法人が一定金額以上を韓国に投資した場合、同法による支援を受けることができる。

(2) 税制優待措置など

<税制優待>

最低1億ウォン（約981万円）以上を投資した外資系法人は「租税特例制限法」により、法人税、所得税、取得税、登録税、財産税、総合土地税などの租税を減免される（「外国人投資促進法」）。また、「経済自由区域」に拠点を設置する場合は、「租税特例制限法」、「関

⁸ 国家技術資格「美容師（皮膚、Esthetician）」

税法)、「地方税特例制限法」により、国税と地方税が減免される。

<現金支援>

外資系法人が理容・美容産業など「他個人サービス業」で常時勤労者を100人以上雇用した場合、政府からの現金支援を申請できる。

<永住権発給>

投資金額が5億ウォン(約4,903万円)以上で、韓国国民を5人以上雇用した外国人は、永住権発給の対象となる。

<その他業界の動きなど>

韓国では、内資、外資を問わず、理容・美容産業を含む一般サービス業に対する優遇措置がほとんど行われていない。優遇措置の対象は、「産業技術支援サービス」(R&D、産業コンサルティングなど)などの一部の技術関連のサービス業に限定されているのが現状である。

一方、製造業分野では、税制、電気料金、中小企業認定など、多様な優遇措置が提供されており、製造業とサービス業の間で政府から受けられる支援や優遇措置に格差がある。そのため、韓国政府は、従来、製造業のみを対象としている現行の優遇措置や制度を見直し、対象をサービス業まで拡大するなど、サービス産業育成に本格的に着手した。

2013年7月、国務総理および経済閣僚、自治体、各産業の協会と専門家が集まり、官民共同会議「サービス産業政策推進方向性およびStep1方策⁹⁾」が行われ、サービス産業での制度改善について多角的に議論した。

製造業に有利に設定されている現行の「中小企業認定基準」のうち、サービス産業の中小企業認定の基準を修正し、「特別税額減免」、「創業およびベンチャー企業税額減免」、「信用・技術保証基金優先支援」など、製造業の中小企業を対象とした特別優遇をサービス産業の中小企業が受けやすくする方針を決めた。さらに、従来は製造業に限り安価に設定されていた業務用電気料金体系を改編し、製造業と一般サービス業との電気料金格差を縮小するよう関連当局に要請した。その他、各サービス分野での「名匠¹⁰⁾」資格取得者は、中小企業庁の補助金支援事業の優先支援対象として支援を受けられるようにした。一方、サービス業の産業標準と認証制度を拡大するため、民間調査機関が行う「ブランド評価」などの調査項目に、フランチャイズ美容院、24時間スパなど、一般サービス業を追加した。

政府は、上記制度改善案件の具体的方策を2013年度末(2013年12月)までに決定し、段階的に実行していく方針である。

⁹⁾ 企画財政部「サービス産業政策推進方向性およびStep1方策」<http://www.korea.kr/archive/expDocView.do?docId=34214>

¹⁰⁾ 各産業分野で15年以上従事し、関連産業および技術の発展に貢献したと認められた場合、雇用労働部から「名匠」資格が授与される

3. その他理容・美容産業特有の参入手続きの注意点

(1) 管轄官庁・申請先

韓国の理容・美容産業は「公衆衛生管理法」により「公衆衛生営業」と分類される。同法律に関する事業推進および管理は保健福祉部¹¹口腔生活健康課が担当する。

なお、公衆理容・美容関連業の開業には別途許認可は不要で、各営業所在地の管轄役所（市・群・区）へ申告し、営業できる。

(2) 公衆衛生・衛生管理に関連する規制

<衛生教育>

理容・美容業の営業者または申告予定（開業予定）者は、毎年3時間、指定機関での衛生教育受講が義務付けられている（「公衆衛生管理法」17条および同法施行規則第23条）。業種別教育機関は、以下の通りである。

図表 10. 衛生教育対象の分類と教育機関（理容・美容業、公衆浴場業）

分類	教育機関
理容業	(社) 韓国理容師会
美容業	(社) 大韓美容師会
皮膚美容業（エステなど）	(社) 韓国皮膚美容師会
公衆浴場業（スパなど）	(社) 韓国沐浴中央会

出所：韓国保健福祉部「2012年度公衆衛生管理事業案内」

<理容・美容業の衛生関連規制>

後述する「設備・施設基準」と「遵守事項」のうち、衛生関連項目を抜粋し、以下に示す。

図表 11. 衛生関連規制の内容（理容・美容業、公衆浴場業）

分類	内容
理容業 および 美容業	<p><衛生管理関連>¹²</p> <ul style="list-style-type: none"> 理容・美容機具は、消毒済のものと消毒されていないものを別々の保管容器に保管しなければならない。 使い捨ての剃刀は、「1人当たり1個」に限って使用すること。 消毒器・紫外線殺菌器など、理容・美容機具を消毒する装備を備えなければならない。

¹¹ 日本の「厚生労働省」に相当

¹² 「公衆衛生管理法施行規則」－ 第2条関連、第7条関連 改正 2012. 12. 11

	<p><理容器具および美容器具の消毒基準および方法>¹³</p> <p>1. 一般基準</p> <p>①紫外線消毒：1 cm²当たり、85 μW以上の紫外線を20分以上照射する</p> <p>②乾熱滅菌消毒：100℃以上の乾熱に20分以上加熱する</p> <p>③蒸気消毒：100℃以上の蒸気に20分以上蒸気にあてる</p> <p>④熱湯消毒：100℃以上の熱湯に10分以上沸騰する</p> <p>⑤石炭酸水消毒：石炭酸水（石炭酸3%、水97%の水溶液）に10分以上浸す</p> <p>⑥クレゾール消毒：クレゾール水（クレゾール3%、水97%の水溶液）に10分以上浸す</p> <p>⑦エタノール消毒：エタノール水溶液（エタノール70%の水溶液）に10分以上、あるいはエタノールに浸したガーゼや綿で、器具の表面を拭く</p> <p>2. 個別基準</p> <p>理容器具および美容器具の種類・素材や用途により、具体的な消毒基準と方法は保健福祉部長官が定め、告示する。</p>
<p>公衆浴場業</p>	<p><衛生管理関連>¹⁴</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浴槽水を循環させ、フィルター濾過する場合には、自動流入機器による塩素消毒装置またはオゾン装置を設置しなければならない。 ・浴室は害虫が生息しないよう、毎月1回以上消毒しなければならない ・更衣室、衣装キャビネット、浴場場、サウナ室、休憩室、玄関、トイレ、たらいなどは、毎日1回以上、排水施設および汚水槽は、随時、掃除しなければならない。 ・タオル、ガウンなど、貸出の服を利用客に提供する場合には、必ず洗濯したものを提供しなければならない。 ・理容・美容機具は、消毒済みのもと消毒されていないものを別々の保管容器に保管しなければならない。 ・座浴器および燻蒸器を設置した場合、利用客が一人でも使用した後は必ず消毒しなければならない。 ・浴水は規定の質基準に適合するよう維持しなければならない。また、毎年1回以上水質検査を行わなければならない（ただし、水道を使用する場合は、原水の水質検査を行わない場合もある）。 ・浴場場、休憩室、更衣室、休憩室などには、室内空気が浄化できるよう、室内の面積と容積に合う送風施設を設置するか、換気用の窓を設置しなければならない。 ・営業場内の飲用水は、「飲用水管理法」による飲用水基準に適合した水でなければならない。
<p>参考事項</p>	<p><参考：浴場の浴水水質基準と水質検査方法など>¹⁵</p> <p>1. 浴水の水質基準</p> <p>1) 原水</p> <p>①色度は5度以下であること。</p>

¹³ 「公衆衛生管理法施行規則」－第5条関連 別表3、改正2008.3.3

¹⁴ 「公衆衛生管理法施行規則」－第2条関連、第7条関連、改正2012.12.11

¹⁵ 「公衆衛生管理法施行規則」－第4条関連、別表2、改正2012.1.27

- ②濁度は 1NTU(Nephelometric Turbidity Unit)以下であること
 - ③水素イオン濃度は 5.8 以上、8.6 以下であること
 - ④過マンガン酸カリウム消費量は 10 mg/ℓ 以下であること
 - ⑤総大腸菌群は、100ml 中検出されてはならない
- 2)浴槽水
- ①濁度は 1.6NTU(Nephelometric Turbidity Unit)以下であること。この場合、他の法令で、浴場場
で使用可能な製品（入浴剤など）を添加した場合、添加物から発生した濁度は計算しない。
 - ②過マンガン酸カリウム消費量は 25 mg/ℓ 以下であること
 - ③大腸菌群は 1 mg/ℓ のうち、1 個を超過して検出されてはならない。この場合、平板ごとに 30 個以
下の菌体が形成された際には、現原液接種した平板の菌体の群落を平均するものとし、記載は必
ず「1 mg/ℓ のうち〇個」と表記する
- 3)その他
- ①海水を浴水に使用する場合には、「環境政策基本法」第 10 条、同法施行令による「I 等級」（水素
イオン濃度、化学的酸素要求量、大腸菌数のみ）を基準とし、科学的酸素要求量（COD）項目は
II 同級、浴槽水は III 等級基準を準ずるものとする。

		水素 イオン濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (mg/ℓ)	溶存酸素量 (mg/ℓ)	総大腸菌群 (菌数/100ℓ)	溶出留分 (mg/ℓ)	総質素 (mg/ℓ)	総磷 (mg/ℓ)
等 級	I	7.8 ～ 8.3	1 以下	7.5 以上	1,000 以下	0.01 以下	0.3 以下	0.03 以下
	II	6.5 ～ 8.5	2 以下	5 以上	1,000 以下	0.01 以下	0.6 以下	0.05 以下
	III	6.5 ～ 8.5	4 以下	2 以上			1.0 以下	0.09 以下

2. 水質検査方法など

- 1)原水の水質検査方法は、飲用水水質工程試験基準によるものとする。
 - ※飲用水水質工程試験基準[第 2009-174 号、環境部告示、2009.8.24]、
[第 2009-233 号、環境部告示、2009.9.23]、
- 2)浴槽水の大腸菌群を検査する際は、浴槽の対角線を基準とし、浴水を 3 等分した水の表面から、同
じ量の浴水を採取し、均等な比率で混合した後、1 個の試料として使用する。
- 3)浴水の水質検査の試料を採取する場合、理化学試験用は 1 個の容器に 2ℓ以上、大腸菌試験用は滅
菌された 100ml 以上の容器に採集し、10℃以下の低温で 6 時間以内に検査官の検査室に届けなけれ
ばならない。

出所：保健福祉部、「2013 年度公衆衛生管理事業案内」をもとに作成

(3) その他事業運営上の制約（出店地域・業務範囲等）

韓国の理容・美容産業では、外資系法人に対する出店地域や業務範囲などの制約はない。

4. フランチャイズでの事業展開（関連法規・留意点等）

フランチャイズ事業は「加盟事業取引に関する法律」と「加盟事業取引の公正化に関する法律」により管理されている。フランチャイズ事業を展開するには、「加盟本店（フランチャイザー）」（本社）の詳細情報が記載された「情報公開書」と「加盟契約書」を作成し、韓国公正取引委員会に登録しなければならない。

なお、理容・美容業の場合、スパ（公衆浴場業）を除き、理髪店や美容院などの業種では法人名義では開業できない。フランチャイズの事業は、各加盟店向けの「消耗品販売」、「従業員教育」、「マーケティング」など、非美容事業のみに限定される。

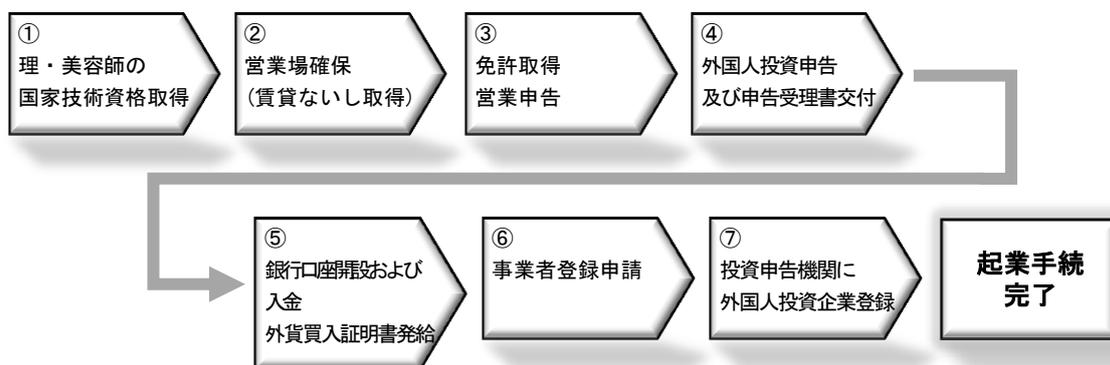
5. 日本に法人を持たない個人が現地で起業する場合

日本に法人を持たない個人が理容・美容業で開業するには、「外国人投資促進法」上、最低 5,000 万ウォン（約 490 万円）の資金を投資しなければならない。理容店と美容院の場合、法人名義による開業ができず、個人事業主による起業に限定される。そのためには、個人事業主は韓国の理容師または美容師の国家技術資格を取得しなければならない。

さらに、営業申告、外国人投資申告、事業者登録などの各種申告と登録が必要である。事業省登録完了後、投資を申告した機関（銀行、KOTRA¹⁶）で、外国人投資企業登録することで、起業全般の手続きが完了する。申告、登録、届出手続きなどに関しては、「3. 営業許可・届出手続きなど」で説明する。

なお、スパ業などの公衆浴場業の場合は、投資金があれば、外資系法人名義で起業できる。

図表 12. 外国人投資企業の事業登録プロセス（理容・美容業のみ）



出所：大韓貿易投資振興公社（KOTRA）「外国人のための法人設立案内」、2013.1 発刊

¹⁶ 日本の「JETRO」に相当

III. 営業許可・届出手続きなど

1. 事業の許認可・登録手続き

(1) 事業関連法規

1986年5月の「公衆衛生法」の制定を受け、理容・美容の法律では既存の「理容師および美容師法」が同年11月に廃止された。以降、理容・美容産業は「公衆衛生業」と分類され、「公衆衛生管理法」、同法の「施行令」と「施行規則」に基づき、事業推進と管理が行われる。

なお、同法では各営業所の「施設および設備基準」と、営業活動での「遵守事項」が定められている。理容・美容業（ヘア、ネイル、メイクアップ、エステなど）、公衆浴場業（スパなど）に関する内容は以下の通りである。（一部、前述の「公衆衛生・衛生関に関連する規制」と重複している）。

図表 13. 理容・美容、公衆浴場業の施設および設備基準¹⁷

分類	事業内容	
理容業	<ul style="list-style-type: none"> ①理容機具は、消毒済みのものと消毒されていないものを別々の保管容器に保管しなければならない。 ②消毒器・紫外線殺菌器など、理容・美容機具を消毒する装備を備えなければならない。 ③サービスが行われる作業場所とそれ以外の場所、または椅子と椅子の間にカーテンや間仕切り、あるいは視界を遮るパーティションなどを設置してはならない。 ④営業所内には、別室、その他別室と類似した施設を設置してはならない。 	
美容業	一般 ¹⁸	<ul style="list-style-type: none"> ①美容機具は、消毒済みのものと消毒されていないものを別々の保管容器に保管しなければならない。 ②消毒器・紫外線殺菌器など、理容・美容機具を消毒する装備を備えなければならない。 ③サービスが行われる作業場所、相談室などとそれ以外の場所を分離するために、間仕切りを設置できるが、間仕切りにドアがある場合、ドアの3分の1以上を透明にしなければならない。
	皮膚・総合 ¹⁹	<ul style="list-style-type: none"> ①皮膚美容業務に必要なベッド（温熱装置含む）、美容器具、化粧品、タオル、温蔵庫、キャビネットを備えなければならない。 ②美容機具は、消毒済みのものと消毒されていないものを別々の保管容器に保管しなければならない。 ③消毒器・紫外線殺菌器など、理容・美容機具を消毒する装備を備えなければならない。 ④サービスが行われる作業場所、相談室などとそれ以外の場所を分離するために、間仕切りを設置できるが、間仕切りにドアがある場合、ドアの3分の1以上を透明にしなければならない。

¹⁷ 「公衆衛生管理法施行規則」第2条関連、改正2012.12.11

¹⁸ ヘア、ネイル、メイクアップなどの美容業を含む（2013年11月時点）

¹⁹ 皮膚：エステ、スキンケア、総合：すべての美容業をカバーする資格

	⑤作業場所内のベッドとベッドの間に、間仕切りを設置できるが、間仕切りにドアがある場合、ドアの3分の1以上を透明にしなければならない。
公衆浴場業	<p>①浴室・浴槽およびシャワー施設を備えた浴室、更衣室、発汗施設をそれぞれ設置しなければならない。ただし、宿泊営業所の浴室には発汗施設の設置は必須ではない。また、総合体育施設業の体温管理室²⁰の場合も、浴室・浴槽が必須施設ではない</p> <p>②発汗室内に発熱器（過熱した麦飯石など）を設置する場合、発熱器の周辺に防熱および不燃焼素材の安全網を設置しなければならない。</p> <p>③発汗室内は室内が良く見えるようにし、密室構造に区画してはならない。</p> <p>④更衣室と浴室は男女を区分し、運用しなければならない。</p> <p>⑤浴室、発汗室、更衣室、便利施設および休憩室は、それぞれ別途に区別しなければならない。</p> <p>⑥浴槽水を循環させ、フィルター濾過する場合には、自動流入機器による塩素消毒装置またはオゾン装置を設置しなければならない。</p> <p>⑦浴室、発汗室、更衣室以外には、監視カメラ（CCTV）を設置できる。なお、監視カメラを設置した場合は、利用客が見やすいところに、設置の事実を表示した案内文を掲示しなければならない。</p>

出所：保健福祉部「2013年度公衆衛生管理事業案内」、法制処「国家法令情報センターサイト」をもとに作成

図表 14. 理容・美容、公衆浴場業の遵守事項²¹

分類	事業内容
理容業	<p>①理容機具は、消毒済みのものと消毒されていないものを別々の保管容器に保管しなければならない。</p> <p>②使い捨ての剃刀は「1人当たり1個」に限って使用すること。</p> <p>③営業所内の照明度は「75lux」以上を維持すること。</p> <p>④営業所内に理容業申告証明書（許可証）および開設者の免許証原本を掲示すること。</p> <p>⑤営業所内に付加価値税、材料費、奉仕料などを含む料金表（以下、「最終支払料金表」）を掲示または壁に掲げなければならない。</p> <p>⑥上記⑤の措置を行った上、営業所の面積が66㎡以上の場合、「屋外広告物などの管理法」に基づき、営業所の外部（出入りドア、窓、外壁など）にも最終支払料金表を掲示しなければならない。なお、この場合には全項目の料金ではなく、一部の項目（3つ以上）のみを表示することができる。</p>
美容業	<p>①ほくろ除去、ピアッシング、二重手術、タトゥー、ピーリング施術など、類似医療行為を行ってはならない。</p> <p>②皮膚美容のために、「薬師法」による医薬品または「医療機器法」による医療機器を使用してはならない。</p> <p>③理容機具は、消毒済みのものと消毒されていないものを別々の保管容器に保管しなければならない。</p> <p>④使い捨ての剃刀は「1人当たり1個」に限って使用すること。</p>

²⁰ 総合体育施設業で、温冷水槽、発汗室が設置できる施設をいう

²¹ 「公衆衛生管理法施行規則」第7条関連、改正2012.12.11

	<p>⑤営業所内の照明度は「75lux」以上を維持すること。</p> <p>⑥営業所内に理容業申告証明書（許可証）および開設者の免許証原本を掲示すること。</p> <p>⑦営業所内に最終支払料金表を掲示しておくこと。</p> <p>⑧上記⑦の措置を行った上で、営業所の面積が66㎡以上の場合、「屋外広告物などの管理法」に基づき、営業所の外部（出入りドア、窓、外壁など）にも最終支払料金表を掲示しなければならない。なお、この場合には全項目の料金ではなく、一部の項目（5つ以上）のみを表示することができる。</p>
公衆浴場業	<p>1. 浴室などの清潔</p> <p>①浴室は害虫が生息しないよう、毎月1回以上消毒しなければならない</p> <p>②更衣室、衣装キャビネット、浴場場、サウナ室、休憩室、玄関、トイレ、たらいなどは、毎日1回以上、排水施設および汚水槽は随時、掃除しなければならない。</p> <p>③タオル、ガウンなど、貸出の服は必ず洗濯したものを利用客に提供すること。</p> <p>④理容・美容機具は、消毒済みのものと消毒されていないものを別々の保管容器に保管しなければならない。</p> <p>⑤座浴器および燻蒸器を設置した場合、利用客が一人でも使用した後は必ず消毒しなければならない。</p> <p>⑥ 浴水は規定の質基準に適合するよう維持しなければならない。また、毎年1回以上水質検査を行わなければならない。（ただし、水道を使用する場合は、原水の水質検査を行わない場合もある）</p> <p>2. 発汗室などの安全管理</p> <p>①発汗室内には温度計を備え付け、発汗室内と外に利用注意事項の掲示しなければならない。</p> <p>3. 照明および換気</p> <p>①発汗室、休憩室、更衣室、受付、階段、玄関、トイレなど、利用客が直接利用する場所の照明度は「75lux」以上を維持すること。</p> <p>②休憩室、浴室、洗面施設での照明度は「40lux」以上を維持すること。</p> <p>③浴場場、休憩室、更衣室、休憩室などには室内空気が浄化できるよう、室内の面積と容積に合う送風施設を設置するか、換気用の窓を設置しなければならない。</p> <p>4. その他の遵守事項</p> <p>1)次に該当するものを出入りさせてはいけない。</p> <p>①感染患者と認定されるもの（温泉水または海水を使用する浴場で、患者が療養のために入浴施設に入浴する場合を除く）</p> <p>②他人の入浴を妨害になると憂慮される精神疾患患者</p> <p>③飲酒などにより、正常な利用が不可能と判断される者</p> <p>2)浴室および更衣室は、5歳以上の男女を一緒に入場させてはならない。</p> <p>3)浴室・更衣室、発汗室で従事するスタッフは、男子浴場には男子、女子浴場には女子に限って働くこと。</p> <p>4)浴室・更衣室、発汗室で入浴補助行為を行う異性のスタッフをおいてはならない。</p> <p>5)営業所内に公衆浴場業申告書を掲示し、カウンターには入浴料金を掲示すること。</p> <p>6)発汗室入り口に、次の該当者に対する入浴注意文を掲示すること。</p>

	<p>①風邪にかかったか、5才未満、または全身衰弱の小児</p> <p>②収縮の際の血圧が180mmHgの者</p> <p>③白内障や顔面紅潮の患者</p> <p>④高齢者、妊産婦、高熱患者、重症心臓病患者</p> <p>⑤飲酒後2時間以内の者</p> <p>⑥出血の多い者</p> <p>7)総合体育施設業の体温管理室で、男女共用の発汗室を運営する場合には利用客に発汗服着用させ、利用させなければならない。</p> <p>8)宿泊に利用される寝具を備え付けてはならない。ただし、利用客の一時的睡眠や休憩のために大型タオルや枕を備え付けることはできる。</p> <p>9)営業所内の飲用水は「飲用水管理法」による飲用水基準に適合した水でなければならない。</p> <p>10)総合体育施設業の体温管理室で24時間の営業を行う場合、前夜22:00～翌朝5:00までの間、未成年者の出入りを制限しなければならない。ただし、親権者や後見人が同行した場合または親権者や後見人の出入り同意書が提出された場合、その他、所属学校の教員またはこれに準ずる未成年を指導・監督できる地位にいるものが同行した場合は、深夜時間帯での未成年の出入りが可能である。</p> <p>11)「10)」での親権者や後見人の出入り同意書の記載事項は、①当該未成年の人的事項、②出入りの自由および許容日時、③親権者や後見人の人的事項および署名、④利用営業場事業主の確認である。。</p> <p>12)営業上の表示は、申告書上の名称(商号)と営業の種類を示さなければならない。さらに、他の業種に誤認される憂慮がある表示はしてはならない。</p>
--	--

出所：保健福祉部「2013年度公衆衛生管理事業案内」、法制処「国家法令情報センターサイト」をもとに作成

一方、上記の表にない「マッサージ業（視覚障害者によるあん摩）」は、「公衆衛生管理法」が定める「公衆衛生営業」に該当しないため、同法律管理を受けない。ただし、美容のマッサージは美容業の分野に該当するため「公衆衛生管理法」が適用され、エステやビューティーショップで美容サービスの一つとして、「美容師」または「美容師（皮膚）」のみが施術を行う。

なお、前述の通り、マッサージ業は法律上、美容・非美容の区分がない上、マッサージ専門店の開業および営業は、視覚障害者のみ取得できる「あん摩師」資格が必須である。しかし、実際には、健常者でも「スポーツマッサージ」や「経絡マッサージ」など、様々なマッサージ専門店で自由業として営業申告し、営業を行っていることが多い。それらも「あん摩師に関する規則²²⁾」に抵触し、違法であるため、美容マッサージのみを行う専門店の開業および営業には注意を要する。

²²⁾「保健福祉部令第60号、2011.6.8一部改訂」

(2) 具体的な営業許可・登録申請手順

<営業申告>

「公衆衛生管理法」上、理容・美容業の営業には営業許可を必要としない。代わって、営業所在地の管轄役所に「理容師または美容師の免許証」、「営業施設および設備概要」、「公衆衛生教育必証」などの書類を提出し、「営業申告証」を取得する必要がある。

なお、理容業および美容業は法律上、「理容師または美容師の免許所持者が開業できるのは1営業所に限る」と定められている。法人は免許を取得できないため、法人名義による理容業および美容業の営業申告は当然できない。一方、スパなどの公衆浴場業は法人名義で開業でき、代表者が「公衆衛生教育」を受けることにより、営業申告できる。

営業申告の詳細は、以下の通りである。

図表 15. 理容・美容業および公衆浴場業（スパなど）の営業申告

区分	内容
申請官庁	・営業所在地の管轄役所（市・群・区）
営業申告	<p><共通></p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業申告申請書²³ ・「理容師」または「美容師」の免許証 ・営業施設および設備の概要書 ・公衆衛生教育必証²⁴ ・営業所の不動産登記簿謄本または不動産賃貸借契約書 ・代理人による申告の場合：事業主印鑑（持参）および証明書、委任状、代理人身分証明書（持参） <p><公衆浴場業の場合>（スパなど）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気安全検証必証²⁵、消防完備証明 ・法人事業者の場合：法人登記簿謄本、法人印鑑（持参）および同証明書 <p>国有鉄道の鉄道駅内で営業を行う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国有財産使用許可書 ・鉄道施設使用契約に関する書類
	官庁の確認事項

²³ 「公衆衛生管理法施行規則」の「別紙第1号書式」による

²⁴ 「公衆衛生管理法」第17条による衛生教育履修証明書を指す（本調査報告書11ページ「②公衆衛生・衛生管理に関連する規制」参照）

²⁵ 韓国電気安全公社または公認安全検査企業による電気安全検証の証明書

	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主の営業禁止期間または免許取消 ・「都市計画法」上、営業所での道路開設開通予定の有無、地域区分の適合性（住居地域、準住居地域、商業地域など）²⁶ ・建築物の用途の適合性、違法建築物の登載有無など²⁷ ・「公衆衛生管理法」第11条の4による営業禁止該当の有無 									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用対象</th> <th>同業の営業禁止期間</th> <th>既存営業地域での同業の営業禁止期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「性売買斡旋などの行為の処罰に関する法律」、「風俗営業規制に関する法律」、「青少年²⁸保護法」の違反により、「公衆衛生管理法」第11条第1項の閉鎖命令を受けた者</td> <td>2年</td> <td>1年</td> </tr> <tr> <td>「公衆衛生管理法」、「医療法」の違反により、「公衆衛生管理法」第11条第1項の閉鎖命令を受けた者</td> <td>1年</td> <td>6ヶ月</td> </tr> </tbody> </table>	適用対象	同業の営業禁止期間	既存営業地域での同業の営業禁止期間	「性売買斡旋などの行為の処罰に関する法律」、「風俗営業規制に関する法律」、「青少年 ²⁸ 保護法」の違反により、「公衆衛生管理法」第11条第1項の閉鎖命令を受けた者	2年	1年	「公衆衛生管理法」、「医療法」の違反により、「公衆衛生管理法」第11条第1項の閉鎖命令を受けた者	1年	6ヶ月
	適用対象	同業の営業禁止期間	既存営業地域での同業の営業禁止期間							
	「性売買斡旋などの行為の処罰に関する法律」、「風俗営業規制に関する法律」、「青少年 ²⁸ 保護法」の違反により、「公衆衛生管理法」第11条第1項の閉鎖命令を受けた者	2年	1年							
「公衆衛生管理法」、「医療法」の違反により、「公衆衛生管理法」第11条第1項の閉鎖命令を受けた者	1年	6ヶ月								
<ul style="list-style-type: none"> ・その他関係法令など ・業種別施設および設備基準確認（確認が必要な際は、営業申告書発行後15日以内） 										

出所：保健福祉部「2013年度公衆衛生管理事業案内」、法制処「国家法令情報センターサイト」をもとに作成

< 事業者登録 >

営業申告後、管轄税務署で事業者登録を行い、事業者登録番号の交付を受け、合法的な営業活動が開始できる。なお、事業登録の申請は企業の形態により提出書類が異なる。

なお、個人事業主、韓国企業、外資系法人の事業登録の詳細は以下の通りである。

図表 16. 理容・美容業および公衆浴場業（スパなど）の事業登録

区分	内容
申請官庁	・営業所在地の管轄税務署
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者登録申請書1通 ・営業所の不動産登記簿謄本または不動産賃貸借契約書 ・営業申告証明書 <ul style="list-style-type: none"> ・申告前の場合：営業申告申請書または事業計画書 ・同業契約書（共同事業者の場合）

²⁶ 「国土の計画および利用における法律施行令」第30条

²⁷ 「建築法施行令」第3条の4（用途別建築物の種類）

²⁸ 未成年者のことをいう

	<p>※在外国民または韓国国籍を持たない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パスポートまたは外国人登録証 ・韓国内に駐在していない場合は、「納税管理人設定申告書」を提出
<p>営利法人 (本店)</p> <p>(フランチャイズ事業展開、またはSPA事業展開の際)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法人設立申告1通 ・事業者登録申請書1通 ・法人登記簿謄本1通 ・営業所の法人名義不動産登記簿謄本または法人名義不動産賃貸借契約書1通 ・株主または出資者明細書1通 ・事業許可登録必証または申告必証1通 <ul style="list-style-type: none"> - 許可(登録・申告)前の場合は、同申請書の写本または事業計画書 ・現物出資法人の場合：現物出資明細書1通
<p>韓国内法人 国内支店</p> <p>(フランチャイズ事業展開、またはSPA事業展開の際)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法人設立申告1通 ・事業者登録申請書1通 ・法人登記簿謄本1通 <ul style="list-style-type: none"> - 登記簿に記載されていない支店法人は、支店設置事実が確認できる理事会の議事録写本(理事会招集が困難な場合には、代表理事の承認を得た書類の写本) ・営業所の法人名義不動産登記簿謄本または法人名義不動産賃貸借契約書1通 ・該当法人の事業許可登録必証または申告必証1通 <ul style="list-style-type: none"> - 許可(登録・申告)前の場合は、同申請書の写本または事業計画書
<p>外国法人の 韓国内事業場</p> <p>(フランチャイズ事業展開、またはSPA事業展開の際)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法人設立申告1通 ・事業者登録申請書1通 ・韓国内事業場を取得した日の貸借対照表(B/S)1通 ・海外本社の登記に関する書類 ・定款写本1通 ・許可(登録・申告)証の写本 <ul style="list-style-type: none"> - 許可(登録・申告)前の場合は、同申請書の写本または事業計画書

出所：保健福祉部「2013年度公衆衛生管理事業案内」、法制処「国家法令情報センターサイト」をもとに作成

<外国人投資企業登録>

日本に法人を持たない場合や韓国に縁故がない場合は、「外国人投資促進法」による外国人投資企業として事業登録できる。

同登録の申請機関や提出書類などの詳細は以下の通りである。

図表 17. 外国人投資企業の事業登録

区分		内容
外国人投資申告	申請機関	・韓国内所在銀行または大韓貿易投資振興公社（KOTRA）外国人投資支援センター
	提出	・外国人投資申告書 2 通 ・パスポート ⇒ 外国投資申告受理書交付
口座開設 および 外貨買入証明	申請機関	・韓国内銀行 ⇒ 銀行口座開設
	提出	・外国投資申告受理書 ・投資金 最低 5,000 万ウォン ⇒ 外貨買入証明書発給
事業者登録 (外国人 投資企業)	申請官庁	・営業所所在地の管轄税務署
	提出	・事業者登録申請書 ・外国人投資申告受理書 ・パスポートまたは外国人登録証 ・営業所の賃貸借契約書または登記簿謄本 ⇒ 事業者登録証明書発給 ※韓国内に代表または従業員が滞留しない場合 ・納税管理人設定申告書・納税管理人事業者登録証
外国人 投資企業 登録	申請機関	・外国人投資申告を行った機関（銀行、または、KOTRA）
	提出	・事業者登録証など

出所：済州島特別自治道「外国人生活情報サイト」、KOTRA「外国人のための法人設立案内」をもとに作成

(3) 営業開始後の検査・報告など（定期検査・定期報告・情報開示義務等）

「公衆衛生管理法」上、理容・美容産業などの「公衆衛生営業」での定期検査や定期報告の義務は定められていない。

ただし、公衆衛生管理上、公衆衛生営業所の訪問や検査、報告が必要と認められる場合、管轄自治体が自治体の長の権限で、所属公務員による営業所訪問や検査を実施できる（「公衆衛生管理法」第 9 条）。また、同目的で、関係公務員が営業所の営業帳簿や書類の閲覧、その他必要事項の報告などを要請することもできる。

そのほか、過去に関係法令違反行為を摘発されたことのある営業所、利用客や周囲からのクレームが多発する営業所、名誉衛生監視員により法令違反を摘発された営業所などには、関係公務員による抜き打ちの訪問および検査が行われることもある。²⁹

なお、上記の訪問と検査の業務範囲と重点検査内容を以下にまとめた。

²⁹ 該当業務を行う公務員は、業務実行における権限を示す証票を所持し、各関係者に提示しなければならない。

図表 18. 公衆衛生営業所の検査の業務範囲と重点検査事項

区分	内容
検査範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・公衆衛生営業申告上の施設および設備の確認 ・施設および設備の衛生状態確認および検査 ・衛生管理義務および遵守事項の履行の有無 ・「公衆衛生管理法」第 10 条の規定による衛生指導および改善命令履行の有無確認 ・営業禁止または閉鎖命令を受けた営業所の命令履行の有無確認
重点確認事項	<ul style="list-style-type: none"> < 共通 > ・施設基準および遵守事項の履行 < 理容業・美容業 > ・免許貸与の有無 ・密室または規定に反する間仕切りの有無など < 公衆浴場業（スパなど） > ・密室の有無 ・更衣室内違法監視カメラの設置有無など

出所：保健福祉部「2013 年度公衆衛生管理事業案内」もとに作成

2. 就業者に必要な資格

(1) 就業者に必要な資格の有無、必要な場合の資格取得手続、更新手続

< 国家技術資格・免許の取得 >

「理容師」や「美容師」として就業できるのは、以下のものに限られる。

1. 「理容師」または「美容師（総合、一般、皮膚）」の国家技術資格所持者
2. 理容・美容関連学校（高校、専門大学、大学）や関連学課の卒業生
3. 教育科学技術部³⁰長官が認定する高等技術学校で理容・美容過程を履修した者（1 年以上）
4. 教育科学技術部長官が認定する教育機関（オンライン教育を含む）で理容や美容に関する学位を取得した者

なお、理容・美容業の開業には同資格の免許取得が必要である。詳細は以下の通りである。

³⁰ 日本の「文部科学省」に相当

図表 19. 理容・美容業の免許取得の詳細

区分	内容								
条件	<p>1. 理容または美容学課卒業者（履修者、学位所持者を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> - 韓国教育科学技術部長官が認定する高校、専門大学または理容や美容に学課を卒業した者 - 韓国教育科学技術部長官が認定する高等技術学校で、理容または美容過程を修した者（1年以上） - 韓国教育科学技術部長官が認定する教育機関（オンライン教育を含む）で、理容や美容に関する学位を取得した者 <p>2. 国家技術資格賞所持者</p> <ul style="list-style-type: none"> - 「理容師」 ⇒ 理容師免許 - 「美容師」（2007. 12. 31 までの実施分）⇒ 美容師免許³¹ - 「美容師（一般）」（2008. 1. 1 より施行）⇒ 美容師（一般）免許 - 「美容師（皮膚）」（2008. 1. 1 より施行）⇒ 美容師（皮膚）免許 								
欠格事由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 禁治産者 ・ 「精神保健法」第3条第1号による「精神疾患者」 ・ 精神病（気質的精神病を含む）、人格障害、アルコールおよび薬物中毒、その他非精神病的精神障害を持つ者 ・ ただし、専門医が理容師・美容師として適合と認めた場合を除く ・ 結核患者（非伝染性の場合を除く） ・ 麻薬、大麻、または、向精神薬の中毒者 ・ 公衆衛生管理法、または、同法規定による命令違反、免許貸与の事由で免許取消後、1年が経過していない者 								
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提出先：営業所の管轄役所（市・郡・区） ・ 理容・美容師免許申請書³² ・ 免許取得希望者の対象別添付書類 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th> <th style="width: 50%;">添付書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高校、専門大学、大学の関連学課卒業者</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 卒業証明書 1 通 ・ 健康診断書 1 通 ・ 写真（3cm×4cm）2 枚 </td> </tr> <tr> <td>高等技術学校の課程履修者</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 履修証明賞 1 通 ・ 健康診断書 1 通 ・ 写真（3cm×4cm）2 枚 </td> </tr> <tr> <td>教育科学技術部長官認定教育機関の</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学位授与証明書 1 通 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	添付書類	高校、専門大学、大学の関連学課卒業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 卒業証明書 1 通 ・ 健康診断書 1 通 ・ 写真（3cm×4cm）2 枚 	高等技術学校の課程履修者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 履修証明賞 1 通 ・ 健康診断書 1 通 ・ 写真（3cm×4cm）2 枚 	教育科学技術部長官認定教育機関の	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学位授与証明書 1 通
区分	添付書類								
高校、専門大学、大学の関連学課卒業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 卒業証明書 1 通 ・ 健康診断書 1 通 ・ 写真（3cm×4cm）2 枚 								
高等技術学校の課程履修者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 履修証明賞 1 通 ・ 健康診断書 1 通 ・ 写真（3cm×4cm）2 枚 								
教育科学技術部長官認定教育機関の	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学位授与証明書 1 通 								

³¹ 「美容師（一般）」と「美容師（皮膚）」の統合免許

³² 「公衆衛生管理法施行規則」の「別紙第7号書式」による

	理容・美容関連学位所持者	<ul style="list-style-type: none"> ・健康診断書 1 通 ・写真 (3cm×4cm) 2 枚
	国家技術資格取得者	<ul style="list-style-type: none"> ・健康診断書 1 通 ・写真 (3cm×4cm) 2 枚

出所：保健福祉部「2013 年度公衆衛生管理事業案内」、法制処「国家法令情報センターサイト」、ソウル市鐘路区庁公式ウェブサイトをもとに作成

(2) 日本人就業者に対する規制（業務の範囲、就業者割合）

日本人就業者に対する業務の範囲、就業者の割合などの規制はない。ただし、韓国内で就労可能なビザを取得する必要がある。

基本的に日本人が韓国で理容・美容業に就業するには、理容・美容関連学課の専門大学または大学を卒業するか、理容・美容師の国家技術資格を取得している必要がある。ただし、上記条件をクリアしたとしても、韓国籍から日本国籍に帰化した在外同胞³³を除いては、理容・美容業に就業する目的で就労ビザを取得することは困難であるのが現状である。

そのため、韓国での理容・美容業の開業を除き、韓国で理容・美容業に就業している日本人は、「韓国人と結婚後、韓国で国家技術資格を取得した者」、「韓国の国家技術資格を取得した在外同胞」、「ワーキングホリデー³⁴」の比率が多いと推測される³⁵。

(3) 日本人の持つ資格の有効性（資格の相互認証と手続方法）

従来、日本の理容師または美容師の資格保有者は別途取得試験を受けずに、韓国の同資格の発給を受けることができた（韓国「国家技術資格法」の「外国資格取得者の筆記および実技試験免除」条項）。しかし、2008 年以降、国家技術資格制度の整備が行われ、外国資格の韓国内認証（筆記・実技試験免除）は「国家間相互主義の原則」に基づくとの再調整があった。その結果、韓国の理容・美容資格が日本では無効であるため、相互認証が不成立となり、それに伴い日本の理容・美容の資格が韓国で認証されなくなったという経緯がある。

そのため、日本の理容・美容の資格で韓国の理容業または美容業の開業、理容・美容師としての就業はできない。韓国で同業の開業または理容・美容師としての就業には、韓国の理容師または美容師の資格を取得しなければならない（韓国「国家技術資格法」の「外国資格取得者の筆記および実技試験免除」条項）。

一方で、関連業への就業の際、日本の理容師・美容師の資格はキャリアとして認められ

³³過去に韓国国籍を持つが現在は日本国籍者で、祖父母や両親の片方が韓国籍者であった人の場合、「在外同胞」と認められ、「F-4 ビザ」発給対象となる（韓国法務部出入国・外国人政策本部「査証発給案内マニュアル」、2013. 3. 1 発表）。

³⁴ アシスタント業務のみを行う非デザイナースタッフ

³⁵ 日本人が経営している「Ash Do ヘア」明洞店で確認

る可能性が非常に高い。実際、日本の美容師の資格を保有する現役の韓国人スタッフも少なくない。また、日本に美容留学を希望する生徒も多く、一部の日本の美容専門学校では、韓国に連絡事務所や分校を開設し、韓国の留学生を誘致している。

(4) 現地スタッフの募集・採用

現地スタッフの募集・採用には、インターネットのリクルートサイトを利用する方法が費用や時間の面で最も効率的である。企業会員としてリクルートサイトに登録した後、会社情報、希望する人材・人数などを登録し募集・採用案内を掲載する。会員登録と募集・採用案内の登録は基本的に無料である。案内の露出度を高めるための有料商品やバナー広告商品もある。リクルートサイトは書類の受付および審査、適性検査、筆記テスト、面接（面接場設定、面接官教育の提供など）など、募集・採用に関する業務代行サービスも提供している。

韓国の主たるリクルートサイトを以下にまとめた。

図表 20. 韓国主要リクルートサイト（業界シェア 3 位まで）

	サイト名	URL	備考
社員 募集	Worknet	http://www.work.go.kr	韓国雇用労働部の運営する求職・求人サイト
	Saramin	http://www.saramin.co.kr	リクルートサイト業界トップシェア
	Job Korea	http://www.jobkorea.co.kr	Job Korea グループ
	Career	http://www.career.co.kr	アルバイト、留学、コンテストなどの事業も展開
アルバ イト 募集	Alabamon	http://www.albamon.com	アルバイト募集サイトトップシェア (Job Korea グループ)
	Alba-Chongook	http://www.alba.co.kr	アルバイト募集サイト業界 2 位
	Albain	http://www.albain.co.kr	Saramin グループ傘下のアルバイト募集サイト

IV. 理容・美容産業の主な事業者に関する情報

前述の通り、韓国の理容・美容産業は理容産業が徐々に縮小傾向にあり中、一方で、対照的に美容産業は年々拡大傾向にある。美容業界ではここ数年間、フランチャイズ化が加速し、一部の美容企業は上場を目指せるほどに規模が拡大した。

1990年代末頃から外資系ブランドの進出が始まり、フランス、イギリス、日本など、様々な国が韓国市場への参入を試みた。しかし、韓国消費者の外資系ブランドに対する認知度の低さ、価格競争力の欠如、韓国産フランチャイズブランドの拡大などにより、外資系ブランドは韓国市場に適応できず、現在では一部ブランド（数十店舗程度）を除き、ほぼ撤収した。スパやエステなどの他美容業に関しては、韓国ブランドが市場を独占しており、外資系フランチャイズ企業はほぼ存在しない。

以下に韓国の理容・美容産業の主要なフランチャイズと外資系フランチャイズの情報をまとめた。

1. 美容院・ビューティショップ

企業名	設立年度	店舗数	備考
韓国ブランド			
パク・スン Cholヘアスタジオ ParkSeungChol Hair Studio http://www.pschair.co.kr	1981年	247	<ul style="list-style-type: none"> ・2012年度売上高：700億ウォン ・中国(2店)とアメリカ(3店)に海外店舗も展開中 ・独自ブランドのヘア製品を開発、各店舗で使用および販売 ・独自の美容専門学校「パク・スン Cholビューティーアカデミー」運営 ・大学と連携し、「パク・スン Chol美容学課」設立 ・Mattel社と提携し、「バービー&ヘアストア」ローンチング
ジュノヘア JUNO HAIR http://www.junohair.com アブニュージュノ(本店) Avenue JUNO http://www.avenuejuno.com	1982年	87	<ul style="list-style-type: none"> ・全店を直営店で運営 ・「Trend Vision Award」6回連続1位受賞 ・Wella主催「世界10大ヘアブランド」に選定 ・独自の美容専門学校も運営 ・大学と連携し、「ジュノヘアデザイン学課」設立 ・本店「Avenue JUNO」ではブライダルサービス展開
イ・ Cholヘアカーカー LEE CHUL HAIR KERKER http://www.kerker.co.kr	1995年	172	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢、地域などにより、ブランドを多様化し、それぞれ異なるコンセプトの店舗を展開 ・フィリピン、中国などに海外展開中 ・独自の美容教育アカデミー (treecode) 運営 ・独自美容製品ブランド「LC」を保有するほか、独自のオンラインショッピングモール「KERKERiS」を展開中 ・大学と連携し、「イ・ Cholヘアカーカー学課」設立

<p>パクジュンビューティーラボ PARK JUN BEAUTY LAB (http://www.parkjun.com)</p>	1981年	96	<ul style="list-style-type: none"> ・独自のビューティー研究所設立・運営 ・イギリス、フランス、アメリカ、中国などに海外展開 ・独自のヘアケアブランドを開発・販売 ・2012年にフランス系の「ジャンルイダビッド」と組み、自社の30店舗をアレンジし、新事業展開中 ・独自の美容アカデミー「ジュンアンドアンチ」運営
<p>チェ・ガウルヘアドレッサー Choi Ga-eul Hair Dresser (http://www.choigaoul.com)</p>	2007年	41	<ul style="list-style-type: none"> ・アメリカに海外展開中 ・美容関連インターネットショッピングモールも運営 ・傘下に美容アカデミー保有
<p>イ・カジャヘアビス Lee Kaja Hairbis (http://www.leekaja.co.kr)</p>	1972年	133	<ul style="list-style-type: none"> ・創業41年目の韓国1世代美容院フランチャイズ ・アメリカと中国に海外進出中 ・韓国の大型スーパー「e-mart」と提携し、全国の「e-mart」にショップインショップチェーンとして展開中 ・「イ・カジャビューティーアカデミー」運営 ・大学と提携し「イカジャヘアビス学課」設立
<p>リアンヘア（美創造） RIAHN Hair (http://www.riahn.co.kr)</p>	2000年	236	<ul style="list-style-type: none"> ・フランチャイズ専門美容企業 ・事業展開最初から、加盟店形式で店舗展開し、本社ではマーケティング、教育、機材や消耗品の共同購入など、管理のみを行っている ・一般ブランドリアンヘア以外にも、「ボグヘア」、「ラ・ビューティーコリア」など、ブランドを多様化および差別化し、顧客別ニーズに対応している
<p>ブルークラブ BLUE CLUB (http://www.blueclub.co.kr)</p>	1998年	371	<ul style="list-style-type: none"> ・「男性専用美容院」分野を初めて開拓 ・独自ブランドの男性向け化粧品やヘア製品を開発、インターネットショッピング事業も展開中 ・2008年に、メガネショップやビューティースクールなどのフランチャイズブランドを多数持つフランチャイズ専門企業「Tomato D&C」が、BLUE CLUBの商標権およびサービス権を買収
外資系ブランド			
<p>ジャックデサンジュ DESSANGE PARIS (http://www.jdjd.co.kr)</p>	1992年	30	<ul style="list-style-type: none"> ・海外60ヶ国に展開中の外資系ブランド ・進出初期から高級店として認知度を上げ、大いに知られるも、最近では韓国国内ブランドの拡大により店舗が縮小傾向 ・主にソウルの江南、地方の大都会に店舗を展開中 ・韓国国内で実質的に経営を行っている(株)ディーノでは、デサンジュとともに、独自ブランド(iBelle)でヘアサロンを設立、大学との提携による独自ブランドの名前をつけた学課を設立するなど、デサンジュブランド以外の事業展開にも注力している様子
<p>モッズヘア mod' s hair (http://modshair.co.kr)</p>	2008年	23	<ul style="list-style-type: none"> ・2008年より mod' s hair コリアとして展開 ・2013年より日本 MH グループと日韓合弁法人を設立し、今後韓国国内事業拡大をしていく予定
<p>トニー&ガイ TONI&GUY (http://www.kerker.co.kr)</p>	1994年	21	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗数は多くないが、流動人口が多く、高級店の多い地域に出店し、順調に数を拡大しつつある ・独自の美容アカデミーとヘアケアショップを運営中

アッシュドゥヘア Ash do Hair (http://ashdo.com)	2009年	2	<ul style="list-style-type: none"> ・日本人が開業した美容院であり、日本人のスタッフを採用している ・「日本人美容院」として知られ、多数の日本人駐在員を常連客として持っている ・2013年に高級店が並ぶソウルのチョンダムに2号店オープン
--	-------	---	--

2. エステ、美容マッサージ、スパなど（韓国国産ブランドのみ）

企業名	設立年度	店舗数	備考
薬手名家（マッサージ） Yakson Myoung-ga (http://www.beautymade.com)	1981年	88	<ul style="list-style-type: none"> ・小顔美容マッサージとして知られ、現在では体型管理、肥満管理など、スリミングサービスも提供 ・日本、アメリカ、フィリピン、中国に海外展開 ・テレビ広報活動、芸能人多数をイメージモデルとして採用するなど、マーケティングに注力 ・薬手名家以外にも、エステブランドの「童顔 in ガール」、化粧品販売インターネットショッピングモール「eos beaute」などの事業も展開中
童顔 in ガール（スキンケア） Dong-an in Girl (http://www.donganingirl.com)	2012年	4	<ul style="list-style-type: none"> ・「薬手名家」系列のスキンケア専門店チェーン ・薬手名家より皮膚管理にフォーカスを当てた専門店 ・薬手名家と同様、テレビ広報活動や芸能人モデルを採用するなど、マーケティングを積極的に展開中
金丹秘家（エステ） Guemdan-biga (http://goldbiga.co.kr)	2008年	27	<ul style="list-style-type: none"> ・体型管理、皮膚管理、小顔マッサージなどのサービスを提供するエステ ・芸能人顧客を多数確保しており、マーケティングに積極活用中
ザ・フットショップ（マッサージ） The Foot Shop (http://thefootshop.cafe24.com)	2008年	108	<ul style="list-style-type: none"> ・足つぼマッサージフランチャイズ店として設立 ・現在、足以外にも全身ケアのサービスも提供中 ・お手頃の値段と高級店をイメージさせるインテリアで、マスコミに取り上げられることも多い ・観光客の間では人気スポットとなるほか、カップルのデートコースとしても人気
ドラゴンヒルスパ&リゾート（スパ） Dragon Hill Spa&Rsort (http://www.dragonhillspa.com)	2006年	1	<ul style="list-style-type: none"> ・韓国を代表する大型スパ施設 ・施設の内部にエステ、ジムなどを備えている ・観光客の間で必須訪問コースとなっている

V. 重要な情報源のウェブサイト（法律・各省庁等）

1. 法律

<公衆衛生管理法>

- ・ <http://goo.gl/UgR3WV>（韓国語のみ）
- ・ 理容・美容業に関する全般的な法律であり、営業申告、規則、罰則などを定めている
- ・ 同法とともに、「施行令」、「施行規則」で構成される

<外国人投資促進法>

- ・ <http://goo.gl/Gt0uVH>（韓国語のみ）
- ・ 外国人投資における優遇、租税、制限などに関する法律
- ・ 同法とともに、「施行令」、「施行規則」で構成される

<国家技術資格法>

- ・ <http://goo.gl/gOrCRA>（韓国語のみ）
- ・ 理容師や美容師などを含む韓国国家技術資格制度に関する法律
- ・ 同法とともに、「施行令」、「施行規則」で構成される

<加盟取引の公正化に関する法律>

- ・ <http://goo.gl/Rt26fj>（韓国語のみ）
- ・ フランチャイズ事業展開における法律
- ・ 同法とともに、「施行令」で構成される

2. 官庁・公機関からの情報・資料

<2013年度公衆衛生管理案内>

- ・ <http://goo.gl/uFJokw>（PDF ファイル、韓国語）
- ・ 保健福祉部、2013年3月配布
- ・ 公衆衛生営業に関する法規制、手続など、開業と営業における情報を収録

<外国人投資ガイド 2013 年・2013 年韓国生活ガイドブック>

- <http://goo.gl/GFR8xy> (PDF ファイル、日本語)
- 大韓貿易投資振興公社 (KOTRA) から、それぞれ 2013 年 6 月、2012 年 12 月に配布
- 韓国における外国人の投資誘致案内マニュアルと韓国内生活におけるガイドブック

<滞留資格別案内マニュアル (ビザ関連マニュアル) >

- <http://goo.gl/77QLIx> (HWP ファイル※、韓国語のみ)
- 韓国法務部出入国・外国人政策本部、2013 年 10 月配布
- 韓国のビザに関する全般的な情報、資格、取得方法などの情報収録

※HWP ファイル Viewer (スマートフォンアプリ版)

- iPhone
 - <http://itunes.apple.com/app/id369832061>
- Android
 - <http://play.google.com/store/apps/details?id=kr.co.hancom.hancomviewer.androidmarket>

VI. 問い合わせ先

1. 関連省庁

■ 保健福祉部 ³⁶ 口腔生活健康課	
・ 理容・美容産業（ビューティー産業）全般における政策、管理を総括	
住所	75, YULGOK-RO, JONGNO-GU, SEOUL 110-793, KOREA
電話	+82-2-2023-7513（韓国語対応）
Homepage	http://goo.gl/YgyWlk （日本語翻訳ページ）

■ 大韓貿易投資公社（KOTRA）Invest Korea	
・ 韓国における投資および進出支援事業担当	
住所	13, Heolleung-ro, Seocho-gu, Seoul, 137-749, KOREA
電話	+82-2-1600-7119（多国語対応）
Homepage	http://www.investkorea.org/ikwork/iko/jpn （日本語）

■ 韓国産業人力公団	
・ 国家技術資格制度の企画、施行、管理など	
住所	K. O. M. A Bldg., 21, Baekbeom-ro 31-gil, Mapo-gu, Seoul, Korea
電話	+82-2-1644-8000（韓国語対応）
Homepage	http://www.hrdkorea.or.kr/ENG （韓国語）

■ 法務部 出入国・外国人政策本部 「外国人総合案内センター」	
・ 外国人の出入国、滞留、ビザなどにおける政策管理	
住所	Building#1, Government Complex, Gwacheon, Junang-dong1, Gwacheon-si, Kyunggi-do
電話	+82-2-6908-1345～6（多国語対応）
Homepage	http://goo.gl/Ho0k8z （韓国語）

■ 国税庁	
・ 事業者登録、税務など	
住所	86, Jongno 5-gil, Jongno-gu Seoul, 110-705, Republic of Korea.
電話	+82-2-1588-0560（多国語対応）
Homepage	http://www.nts.go.kr/eng （英語）

³⁶ 日本の厚生省に相当

■ 公正取引委員会「加盟事業取引」	
・フランチャイズ事業関連担当	
住所	95, Dasom 3-ro, Sejong, Korea
電話	+82-2-2056-0000 (韓国語対応)
Homepage	http://franchise.ftc.go.kr (韓国語)

2. 業界団体

■ 大韓美容師中央会	
・ヘア、ネイル、皮膚、メイクアップなど、美容業従事者の代表団体	
住所	5F, 925-5, Bangbae 1-dong, Seocho-gu, Seoul, Korea
電話	+82-2-585-3351 (韓国語対応)
FAX	+82-2-588-5012
Homepage	http://www.beautyassn.or.kr (韓国語)

■ 韓国ネイル美容師会	
・ネイル美容師のみの代表団体	
住所	565-19, Sinsa-dong, Gangnam-gu, Seoul, Korea
電話	+82-2-514-4140 (韓国語対応)
FAX	+82-2-514-4150
Homepage	http://www.konta.kr (韓国語)

■ 韓国皮膚美容師中央会	
・皮膚美容師のみの代表団体	
住所	2-3, Gusu-dong, Mapo-gu, Seoul, Korea
電話	+82-2-586-7343~4 (韓国語対応)
FAX	+82-2-523-9603
Homepage	http://www.konta.kr (韓国語)

■ 韓国フランチャイズ協会	
・フランチャイズ事業全般の案内、コンサルティングなど	
住所	237-11, Neung-dong, Gwangjin-gu, Seoul, Korea
電話	+82-2-3471-8135~8 (韓国語対応)
FAX	+82-2-3471-8139
Homepage	http://www.ikfa.or.kr (韓国語)

韓国における理容・美容産業制度調査

2013年11月作成

作成者 日本貿易振興機構（ジェトロ）ビジネス情報サービス部ビジネス情報サービス課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32

Tel. 03-3582-5651

Copyright(C) 2013 JETRO. All rights reserved.